令和６年度
第９回山都町農業委員会
総　会　議　事　録

令和６年１２月１０日

令和６年度第９回 山都町農業委員会総会

日　時　　令和６年１２月１０日（火）午後２時００分開会

場　所　　清和支所（旧議場）

招集者　　山都町農業委員会会長　山本　勝洋

議事日程　　第１　会議録署名委員の指名　　１６番下田委員・１７番木村委員

第２　報告第２１号　農地法第３条の３第１項の規定による届出について
報告第２２号　農地の賃貸借の合意解約について
議案第４２号　農地法第３条による許可申請について　　４件
議案第４３号　農地法第４条による許可申請について　　３件
議案第４４号　農地法第５条による許可申請について　　４件
議案第４４号　令和６年度第９号農用地利用集積等促進計画について

出席委員
【１４名】　山本　勝洋、門岡　和美、佐藤　幸代、　芹口　昭浩、
飯星　房雄、玉目　秀二、　菊池　吉之、
本田　惠藏、山下　照、高森　正、　松川　陽一、
下田　孝文、木村　幸則、西田　毅

欠席委員
【　５名】　後藤　康喜、小﨑　芳雄、興梠　辰也、下山　久義、西山　常雄、

出席職員
【　４名】　松本文孝、松永康、藤山真悟、下田理佐

欠席職員
【　０名】

事務局長　　皆さん、こんにちは、
　《 前段の挨拶及び報告》
本日の委員出席は、１４名です。
山都町農業委員会会議規則第７条の規定の過半数を超えており、本委員会は成立します。なお、事務局は４名の出席です。

それでは、会議を始めます。開会を 門岡職務代理者にお願いします。

代　理　　皆さん、こんにちは、《 前段の挨拶。》
それでは、令和６年度第９回山都町農業委員会の総会を始めます。

事務局長　　続きまして、山本 会長よりご挨拶をお願いいたします。

会長挨拶　　《 会長より挨拶を述べる 》

事務局長　　これから議事に入ります。会議規則第４条により議事進行を山本会長にお願いします。

会長（以下「議長」）　　それでは、日程第１、会議録署名委員の指名です。
本日は、１６番　下田委員・　１７番　木村委員 宜しくお願いします。

議　長　　日程第２、議案の審議に入ります。

報告第２１号　農地法第３条の３第１項の規定による届出について
下記記載の農地について、農地法第３条の３第１項の規定による
届出があったので報告する。

令和６年１２月１０日提出　山都町農業委員会会長　山本　勝洋

事務局　　事務局から説明をお願いいたします。

報告第２１号について説明します。

今回、８件の届出があっており、いずれも相続によるものです。
詳細は、議案書のとおりです。

以上、報告いたします。

議　長　　はい、説明が終わりました。質疑に入りたいと思います。
《 質疑なしの声あり 》
はい、質疑はないようでございますので、報告を終わります。

続きまして、

報告第２２号　農地の賃貸借権の合意解約について
下記記載の農地について、農地の賃貸借権の合意解約があったので
報告する。

令和６年１２月１０日提出　山都町農業委員会会長　山本　勝洋

事務局から説明をお願いいたします。

事務局　　報告第２２号について説明致します。

今回、賃貸借権の合意解約について２件提出があり、
いずれも農地中間管理事業に係る集積計画及び配分計画の一括解約となります。

解約事由については、議案書にてご確認ください。

以上です。

議　長　　はい、説明が終わりました。質疑に入りたいと思います。
《 質疑なしの声あり 》
はい、質疑はないようでございますので、報告を終わります。

議　長　　続きまして、

議案第４２号　農地法第３条による許可申請について
下記記載の農地について、農地法第３条第１項の規定に基づき許可
申請があったので、許可の決定について承認を求めます。

令和６年１２月１０日提出　山都町農業委員会会長　山本　勝洋

それでは１番の説明を９番興梠委員が欠席のため事務局からお願いします。

事務局　申請番号 １ について説明します。譲受人は農業を営む個人で、山都町・・の田、・・・㎡の贈与による所有権移転の案件です。譲受人の主な経営は水稲、栗です。
申請地は、双方の親が農業経営を行っていた頃に所有権移転の話が決まり譲受人が管理してきましたが、今般、所有権移転登記がなされておらず譲渡人名義のままになっていることが判明しました。
引き続き譲受人が管理を行うため、双方の間で贈与による所有権移転の話が決まったため申請されました。
現在、申請地は休耕しているため、当面は草刈り等を行い、耕作できる状態に戻していく予定で、隣接する農地と併せて適切に管理・耕作され、効率的に利用されることが見込まれます。
以上のことから、農地法第３条第２項各号の不許可要件に該当しないため、申請は妥当であると考えます。

議長　はい、１番の説明が終わりました。質疑に入りたいと思います。
《 質疑なしの声あり 》
はい、質疑はないようでございます。

異議なしということで、申請どおり許可することに決定します。

つづいて、２番の説明を１４番下山委員が欠席のため事務局からお願いします。

事務局　申請番号２の説明をします。譲受人は農業を営む個人で、山都町・・の畑、・・・・㎡の売買による所有権移転の案件です。
譲受人の主な経営は水稲、栗です。
譲渡人は高齢のため経営規模を縮小することから、親戚である譲受人と相談し、双方の間で売買による所有権移転の話が決まったため申請されました。
今後は、譲受人が国の事業である果樹経営支援対策事業を申請し、栗を耕作される予定で、適切に管理・耕作され、効率的に利用されることが見込まれます。
以上のことから、農地法第３条第２項各号の不許可要件に該当しないため、申請は妥当であると考えます。

議長　はい、2番の説明が終わりました。質疑に入りたいと思います。

議長　　１６番　下田委員

下田委員　　果樹経営支援対策事業とはどのような事業ですか。

事務局　　優良品目、品種への転換、園地整備、労働力の確保など前向きな取り組みを行う担い手や産地を支援する事業です。
ただし面積の要件などがあるので皆が対象になる事業ではないです。

議長　　他に質疑ございませんか。
《 質疑なしの声あり 》
質疑はないようでございます。

異議なしということで、申請どおり許可することに決定します。

つづいて、３番の説明を１４番下山委員が欠席のため事務局よりお願いします。

事務局　　申請番号３の説明をします。譲受人は農業を営む個人で、山都町・・の田、・・・・㎡の贈与による所有権移転の案件です。
譲渡人と譲受人は夫婦で、譲渡人である妻の住所地で農業経営を行っています。今回、農業の経営主は譲受人であることから、農地の名義を譲受人へ変更することが双方の間で決まったため、申請されました。
現在、申請地は耕作されていない状態ですが、申請地付近にある譲受人所有の農地に接する河川工事の完了後に耕作を再開される予定で、適切に管理・耕作され、効率的に利用されることが見込まれます。
以上のことから、農地法第３条第２項各号の不許可要件に該当しないため、申請は妥当であると考えます。

議長　　はい、３番の説明が終わりました。質疑に入りたいと思います。
《 質疑なしの声あり 》
はい、質疑はないようでございます。

異議なしということで、申請どおり許可することに決定します。

つづいて、４番の説明を６番　飯星委員お願いします。

飯星委員　　所有権移転の案件です。譲受人は農業を営む個人で、山都町・・・の田、・筆、・・・㎡の売買による所有権移転の案件です。
譲受人の主な経営は畜産です。
譲渡人は相続により農地を引き継ぎましたが、農業経営は行っていません。今後も農地を管理していくことが困難なため、申請地の近隣にある農地を耕作する譲受人と相談し、双方の間で売買による所有権移転の話が決まったため申請されました。
今後は、譲受人が牧草を耕作される予定で、適切に管理・耕作され、効率的に利用されることが見込まれます。
以上のことから、農地法第３条第２項各号の不許可要件に該当しないため、申請は妥当であると考えます。

議長　　はい、４番の説明が終わりました。質疑に入りたいと思います。
《 質疑なしの声あり 》
はい、質疑はないようでございます。

異議なしということで、申請どおり許可することに決定します。

続きまして、

議案第４３号　農地法第４条による許可申請について
下記記載の農地について、農地法第４条第１項の規定に基づき許可申請があったので、許可の決定について承認を求める。

令和６年１２月１０日提出　山都町農業委員会会長　山本　勝洋

それでは、１番の説明をして頂きます。
１番の説明を３番　佐藤委員お願いします。

佐藤委員　　１番の説明をします。
転用案件の説明を致します。

転用者は町内に居住する個人で、所有する山都町・・の畑・筆　・・・・㎡に植林して山林に転用する案件です。

別添の土地利用計画図もご覧ください。

農地区分は、中山間地域の基盤整備等の対象となっていない１０ｈａ未満の農

地であり、第２種農地と判断されます。

事業内容はスギ・・本程度を植林するもので植林の規模も山都町森林整備計画の観点からも妥当と思われます。

申請地は周囲を山林に囲まれた農地で利用条件が非常に悪く、鳥獣害も多いため、借り手、買い手も見つかりません。農地として管理していくことが困難であり、荒廃防止のため、止む無くスギを植林し山林として管理するものです。

周辺の農地等に係る営農条件への支障の有無については、隣接農地は存在しないため日照、通風・耕作等への影響はありません。排水も雨水のみの自然浸透で、区長からの同意書も提出されており問題はないと思われます。

なお、申請面積が３，０００㎡を超えているため、山都町農業委員会総会での許可相当の判断が出た後に、県の常設審議委員会にかけることになります。

以上、ご審議の方よろしくお願いいたします。

議長　　はい、１番の説明が終わりました。質疑に入りたいと思います。

１７番　木村委員

木村委員　　山都町森林整備計画とはなんですか。

事務局　　町が民有林を対象として森林計画区ごとに定めたもので、植林については標準的な植栽本数などを定めたものになります。山都町では林政係の方で計画をされております。

議長　　他に質疑ございませんか。
《 質疑なしの声あり 》
異議なしということで、申請どおり許可することに決定します。
つづいて、２番の説明も３番　佐藤委員お願いします。

佐藤委員　　転用案件の説明を致します。

転用者は町内に居住する個人で、所有する山都町・・の畑　・・・・㎡

を植林して山林に転用する案件です。

別添の土地利用計画図もご覧ください。

農地区分は、中山間地域の基盤整備等の対象となっていない１０ｈａ未満の農地であり、第２種農地と判断されます。

事業内容はスギ・・・本程度を植林するもので植林の規模も山都町森林整備計画の観点からも妥当と思われます。

申請地は周囲を山林に囲まれた農地で利用条件が悪く、鳥獣害も多いため、借り手、買い手も見つかりません。転用者は後継者もおらず、今後農地として管理していくことが困難であり、荒廃防止のため、止む無くスギを植林し山林として管理するものです。

周辺の農地等に係る営農条件への支障の有無については、隣接農地は存在しないため日照、通風・耕作等への影響はありません。排水も雨水のみの自然浸透で、区長からの同意書も提出されており問題はないと思われます。

議長　　以上、ご審議の方よろしくお願いいたします。

はい、２番の説明が終わりました。質疑に入りたいと思います。
《 質疑なしの声あり 》
はい、質疑はないようでございます。

つづいて、３番の説明を９番興梠委員が欠席のため事務局からお願いします。

事務局　　転用案件の説明を致します。

転用者は町内に居住する個人で、所有する山都町・・・の畑　・・・・㎡
に植林して山林に転用する案件です。

別添の土地利用計画図もご覧ください。

農地区分は、中山間地域の基盤整備等の対象となっていない１０ｈａ未満の農地であり、第２種農地と判断されます。

事業内容はスギ・・・本程度を植林するもので植林の規模も山都町森林整備計

画の観点からも妥当と思われます。

申請地は周囲を山林に囲まれた農地で利用条件が悪く、鳥獣害も多いため、借り手、買い手も見つかりません。農地として管理していくことが困難であり、荒廃防止のため、止む無くスギを植林し山林として管理するものです。

周辺の農地等に係る営農条件への支障の有無については、隣接農地は存在しないため日照、通風・耕作等への影響はありません。　排水も雨水のみの自然浸透で、区長からの同意書も提出されており問題はないと思われます。

なお、申請面積が３，０００㎡を超えているため、山都町農業委員会総会での許可相当の判断が出た後に、県の常設審議委員会にかけることになります。

以上、ご審議の方よろしくお願いいたします。

議長　　はい、３番の説明が終わりました。質疑に入りたいと思います。
《 質疑なしの声あり 》
はい、質疑はないようでございます。

異議なしということで、申請どおり許可することに決定します。

続きまして、

議案第４４号　農地法第５条による許可申請について
下記記載の農地について、農地法第５条第１項の規定に基づき許可申請があったので、許可の決定について承認を求める。

令和６年１２月１０日提出　山都町農業委員会会長　山本　勝洋

議長　　それでは、１番の説明をして頂きます。
１番の説明を１９番　西田委員お願いします。

西田委員　　１番の説明をします。
転用案件の説明を致します。

転用者は町外に居住する個人で、山都町・・の畑・・・㎡を個人住宅用地に転用する案件です。

現地は宅地の法面となっており追認案件となります。
昭和年月日不詳に、農地法の理解の不足により転用を行ったため、深く反省する旨の始末書が添付されています。

農地区分は、中山間地域の基盤整備等の対象となっていない１０ｈａ未満の農地であり、第２種農地と判断されます。

申請地は不動産業を営む法人が所有する土地で国道・・・号に隣接しておりかつては宅地の一部となっておりましたが、茶の木が生育していることから地籍調査により地目が畑と判定されています。
この度、転用者が町外からの移住のため申請地を含めた宅地及び家屋の売買のため所有権の移転を行おうとしたところ、当該土地の地目が畑となっていることが判明して今回の申請に至りました。

別添の土地利用計画図をご覧ください。
申請地・・・㎡を別筆の宅地・・・㎡および通路部分の宅地・・・・㎡と一体として個人住宅用地へ転用する計画です。
なお、個人住宅用地への転用の場合総事業面積はおおむね５００㎡までとなりますが、申請地は全域が国道・・・号線に面した宅地の法面と判断されるため通路部分とともに宅地面積の計算には含まれないことから計画は妥当と思われます。

周辺の農地等に係る営農条件への支障の有無については、隣接農地は存在しないため日照、通風・耕作等への影響はありません。
排水も雨水のみの自然浸透で、区長からの同意書も提出されており問題はないと思われます。

以上、ご審議の方よろしくお願いいたします。

議長　　はい、１番の説明が終わりました。質疑に入りたいと思います。
《 質疑なしの声あり 》
はい、質疑はないようでございます。

異議なしということで、申請どおり許可することに決定します。
つづいて、２番の説明を２番　門岡委員　お願いします。

門岡委員　　転用案件の説明を致します。

転用者は町外の太陽光発電事業を含む多種目の事業を行う法人で、山都町・・の畑　・筆　・・・・㎡のうち・・・・㎡を太陽光発電施設に転用し、地上権を設定する案件です。

農地区分は、中山間地域の基盤整備等の対象となっていない１０ｈａ未満の農地であり、第２種農地と判断されます。

申請地は、土地の借り手がおらず不耕作により雑草が繁茂している状況です。土地所有者は農業の後継者がおらず、今後の土地の有効利用を考えていたところ、太陽光発電用地を求めている転用者法人との間で利害の一致となったため今回の申請に至りました。

別添の土地利用計画図をご覧ください。

事業計画は敷地面積・・・・㎡のうち、・・・・㎡を転用します。
パネル設置面積：・・・㎡
点検通路面積：・・・㎡
法面・隣地緩衝地面積：・・・㎡
の配置となっています。

太陽光パネルを・・・枚、合計出力・・・キロワットの同パネルを設置します。九州電力との契約発電設備出力は・・・キロワットとなっており、計画は妥当と思われます。

周辺の農地等に係る営農条件への支障の有無では、隣接農地は存在しますが、日照、通風・耕作等への影響はありません。
排水は雨水の自然浸透のみで、地区の同意も得ており、問題はないと思われます。

以上、ご審議の方よろしくお願いいたします。

議長　　はい、２番の説明が終わりました。質疑に入りたいと思います。
１３番　高森委員

高森委員　　写真を見るとまわりに杉が植えてありますが、そこは植林ですか。

事務局　　杉が植えてあるところは、植林ではなく防風林として植えてあるそうです。
雑木等ありますが、防風林の範囲内と判断しました。

議長　　他に質疑ございませんか。
１９番　西田委員

西田委員　　・・・・㎡のうち、・・・・㎡に太陽光発電を設置するということですが、今後防風林を伐採して太陽光発電を設置するのは農業委員会としては問題ないですか。

事務局　　問題はないです。

議長　　他に質疑ございませんか。
《質疑なしの声あり》
はい、質疑はないようでございます。

異議なしということで、申請どおり許可することに決定します。

つづいて、３番の説明を９番興梠委員が欠席のため事務局からお願いします。

事務局　　転用案件の説明を致します。

転用者は町内で建築業を営んでいる個人で、山都町・・の畑・・・㎡を資材置場に転用する案件です。

農地区分は、中山間地域の基盤整備等の対象となっていない１０ｈａ未満の農地であり、第２種農地と判断されます。

申請地は宅地に隣接しておりかつては耕作が行われておりましたが、土地所有者が高齢となり、介護施設に入居したことから不耕作の状態となっています。この度、転用者が申請地に隣接する宅地及び家屋の購入を予定しており、事業を行う資材を置くスペースが不足しており利便性の良い資材置き場を求めていたところ、所有者と利害が一致したため、今回の申請に至りました。

別添の配置計画図をご覧ください。
全面積・・・㎡の内、
木材置き場　　・・・㎡

建築資材置場　　・・・㎡
機材置き場　　・・・㎡
の配置になっており計画は妥当と思われます。

周辺の農地等に係る営農条件への支障の有無については、隣接農地は存在しますが日照、通風・耕作等への影響はありません。
排水も雨水のみの自然浸透で、区長からの同意書も提出されており問題はないと思われます。

以上、ご審議の方よろしくお願いいたします。

議長　　はい、３番の説明が終わりました。質疑に入りたいと思います。
質疑ございませんか。
《質疑なしの声あり》
はい、質疑はないようでございます。

異議なしということで、申請どおり許可することに決定します。

つづいて、４番の説明も９番興梠委員欠席のため事務局よりお願いします。

事務局　　転用案件の説明を致します。

転用者は町外の太陽光発電事業を含む多種目の事業を行う法人で、山都町・・の畑　・筆　・・・・㎡のうち・・・㎡を太陽光発電施設に転用し、地上権を設定する案件です。

農地区分は、中山間地域の基盤整備等の対象となっていない１０ｈａ未満の農地であり、第２種農地と判断されます。

申請地は、土地所有者の自宅に近接した農地で現在は管理のみ行われている状況です。土地所有者は農業の後継者がおらず、今後の土地の有効利用を考えていたところ、太陽光発電用地を求めている転用者法人との間で利害の一致となったため今回の申請に至りました。

別添の土地利用計画図をご覧ください。

事業計画は敷地面積・・・・㎡のうち・・・㎡を転用します。
パネル設置面積：・・・㎡

法面・進入路その他面積：・・・㎡
の配置となっています。

太陽光パネルを・・・枚、合計出力・・・キロワットの同パネルを設置します。
九州電力との契約発電設備出力は・・・キロワットとなっており、計画は妥当と思われます。

周辺の農地等に係る営農条件への支障の有無では、隣接農地は存在しますが、日照、通風・耕作等への影響はありません。
排水は雨水の自然浸透のみで、地区の同意も得ており、問題はないと思われます。

以上、ご審議の方よろしくお願いいたします。

議長　　はい、４番の説明が終わりました。質疑に入りたいと思います
質疑ございませんか。
１９番　西田委員

西田委員　　配置図と排水計画図の会社名が・・・ではありませんが、なぜですか。

事務局　　計画図については太陽光発電を設置される事業者さんからいただいているので、仲介業者さんの名前になっています。

議長　　他に質疑ございませんか。
《質疑なしの声あり》
はい、質疑はないようでございます。

異議なしということで、申請どおり許可することに決定します。

議長　　続きまして、

議案第４５号　令和６年度第９号農用地利用集積等促進計画について
農地中間管理事業の推進に関する法律第１９条に基づき別紙について意見を求めます。

令和６年１２月１０日提出　山都町農業委員会会長　山本　勝洋

事務局から説明をお願いします。

事務局　　議案第４５号について説明をします。

熊本県農業公社を通した農地の貸し借りについての案件です。
今回５件上がっております。

申請番号１です。
山都町・・の田、・・・・㎡、農地の出し手から農業公社及び受け手に
５年間の賃借権設定の再設定案件になります。

申請番号２です。
山都町・・の田、・・・・㎡、農地の出し手から農業公社及び受け手に
１０年間の賃借権設定の新規案件になります。

申請番号３です。
山都町・・の田、・筆、・・・・㎡、農地の出し手から農業公社及び受け手に
１０年間の賃借権設定の新規案件になります。

申請番号４です。
山都町・・の畑、・筆、・・・・㎡、農地の出し手から農業公社及び受け手に
１０年間の賃借権設定の新規案件になります。

申請番号５です。
山都町・・の田、・・・・㎡、農地の出し手から農業公社及び受け手に
１０年間の賃借権設定の新規案件になります。

はい、ただいま事務局より説明がありました。質疑に入りたいと思います。

議長　　《 質疑なしの声あり 》
はい、質疑はないようでございます。

それでは、採決に入ります。議案第４５号について、賛成の方は挙手を
お願いします。

（全員挙手）
はい、全員賛成です。
よって、議案第４５号　令和６年度第９号農用地利用集積等促進計画について、令和６年１２月１０日に許可を決定致します。

以上で、議案はすべて終わりました。
進行を事務局にお返しします。

審議が終わりましたので、閉会を佐藤 副会長にお願いいたします。

事務局長　皆様、大変お疲れ様でした。
報告及び議案につきまして慎重審議頂きありがとうございました。
佐藤委員　これをもちまして、令和６年度第９回山都町農業委員会総会を閉会いたします。

山都町農業委員会会長 ……

１６番 下田委員 ……

１７番 木村委員 ……